

入札説明書

1. 物件名及び数量 デジタルカラー複合機賃貸借及び保守管理（1台）

2. 入札公告日 令和8年2月12日

3. 入札執行日時 令和8年3月4日10時30分
締切後即時開札

4. 入札会場 会津森林管理署南会津支署 会議室

5. その他 賃貸借契約期間 自 令和8年4月1日
至 令和13年3月31日
保守契約期間 自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日

(1) 関東森林管理局署等競争契約入札心得

関東森林管理局ホームページからダウンロードして熟知してください。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/kokoroe.html>)

(2) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

(3) 入札説明書

ア. デジタルカラー複合機賃貸借及び保守仕様書

イ. デジタルカラー複合機賃貸借契約書（案）

ウ. デジタルカラー複合機保守契約書（案）

エ. 入札書

オ. 委任状

カ. 証明書類様式

※入札公告のとおり、事前提出書類を令和8年2月26日15時00分までに会津森林管理署南会津支署総括事務管理官に提出し、その審査をもって入札参加許可を受けてください。

【提出証明書等】 1. 資格確認通知書（全省庁統一資格）の写し

2. 会社概要等

3. 提案書（上記5. (3) アの仕様書内容と応札物品の仕様内容とが確認・照合できるカタログ等も添付すること。

4. 提案する複合機の保守管理を行うことができる証明書（保守員のメーカー認定書の写し等）

※入札書の内訳欄に記載のない入札書は無効とします。

複合機賃貸借及び保守仕様書

I 賃貸借

1. 複合機の構成及び機能
別紙1のとおり
2. 数量
1台(仕様は別紙1のとおり)
3. 契約期間
賃貸借期間 令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日 (5年間)
4. 設置場所及び複合機能
別紙2のとおり
5. 運用等
運用に必要なマニュアル及び資料等は、複合機1式につき各1部提供すること。
また、操作についての説明を行うこと。
6. 納入・調整等
納入は、担当職員の指示に従うものとし、設定及びインストール(納入機器の初期設定及び調整、ネットワーク設定、スキャナ機能で使用する保存先フォルダの設定等)を行い、令和8年4月1日から使用できる状態に設置すること。
7. 責任の所在
製造者の如何に関わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。
8. その他
詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と受注者が必要に応じ打ち合わせを行うこと。

II 保守

1. 本物件の保守に関する条件を、以下のとおりとする。
 - (1) 機種・構成・予定使用枚数
別紙2のとおり
 - (2) 保守基本条項
 - ア 保守範囲
通常使用上において起こり得る故障修理に関する保守を、本契約範囲とする。
 - イ 保守受付
毎日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する日を除く。)保守対応受付時間は原則9時から17時までとする。
 - ウ 保守受付対応
受付専用ダイヤルを設けて、日本語による対応が可能であること。
 - エ 保守管理番号表示
保守連絡先及び一意の管理番号表示したシールを当該複合機に貼り付けること。
 - オ 定期点検
常時良好な状態に保つため、毎月点検整備を定期的実施すること。
点検整備に一定時間(1時間以上)を要する場合は、事前に管理担当者に連絡し、許可を得ること。
 - カ 保守料金設定
保守料金は、1枚毎にコピー単価を設定するものとする。
契約期間中の保守単価の変更は認めないこととする。
今回契約された保守単価は、次年度以降(賃貸借期間中)の保守契約の基準とする。
 - キ 保守料金請求
保守料金請求については、毎月25日から月末の間に任意書式にて使用枚数を担当職員に報告し、確認を受けた後、コピー単価を乗じた金額を請求するものとする。
ただし、令和9年3月分については、令和9年3月31日に上記の報告、確認を受けること。
なお、契約満了等にともない当該機器を使用しなくなった場合は、機器を撤去した日をもって上記の報告、確認を受けることも可とする。

(3) 保守詳細条項

- ア 故障修理の際に使用する部品の費用(修理技術料費、派遣料費等を含む。)は、保守費用に含むものとする。
- イ 使用枚数に応じて、発生が予測される故障等を未然に防止する措置を実施すること。
- ウ 故障修理の際に交換が必要となった部品(感光体を含む)及び消耗品(用紙、ステープラ針等を除く)費用については、本契約に含むものとする。
- エ 交換する部品及び消耗品については、製造メーカーの稼働認定が取れている部材を使用すること。
- オ 故障対応については、保守員を速やかに機器設置場所に派遣し、オンサイトによる対応を実施すること。
- カ 以下の場合については、本契約の対象外とする。
 - ・天災、地変等保守業者の責に帰すことができない原因により生じた故障修理の場合

(4) 保守体制

- ア 製造元メーカー認定の保守実施店としての登録があること。
なお、製造元メーカーが保守業務を請け負う場合は、この限りではない。
- イ 全設置場所について、保守対応窓口は一元的に同一会社により対応できる体制を整えること。
- ウ 保守員は、機器が常に良好に使用できる状態を維持する能力を有した専門の技術を保持すること。
- エ 保守員は、身分証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示すること。

(5) トナー供給

- 複合機稼働に必要なトナーについては、不足が生じないように予備品を含めて適宜供給すること。

(6) 保守実施報告

- ア 点検及び故障修理の実施にあたっては、作業開始及び終了時に担当職員に速やかに報告すること。
- イ 作業終了後に担当職員に対して、任意の報告書を提出すること。

(7) 安全の確保

- ア 安全管理として、機器の保守等の実施に際しては、危害を予防し、安全の確保に努めること。
- イ 保守作業に当たって、知り得た情報(公知の情報等を除く。)に関し、第三者に開示、漏洩又は、他の目的に使用するなどしてはならない。

2. 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年間)

3. 責任の所在

製造者の如何に関わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

4. その他

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と受注者が必要に応じ、打ち合わせを行うこと。

別紙1 複合機の構成及び機能

複合機の構成及び機能は、次に掲げるもの又はこれと同等以上のものを有し、これらの機能が一体として運用できるものとする。
原則として各仕様毎に同一シリーズによるものとするが、モノクロ機のカラースキャン機能をカラー機により実現している場合は、当該機とその他機を別シリーズによることを可とする。

項目		仕様
コピー機能	1 解像度	600*600dpi以上／256階調以上
	2 コピーサイズ	A3～はがき
	3 印刷速度・方式	フルカラー A4ヨコ 55枚以上／分(片面印刷時)
		モノクロ A4ヨコ 50枚以上／分(片面印刷時)
		ウォームアップタイム 31秒以内
		スリープモードからの復帰時間 18秒以内
		ファーストコピー(モノクロ・カラー) 6.5秒以下
	4 給紙方式	トレイ給紙とし、手差しも可能であること
		トレイはA3からB5判の装着が可能であること
	5 給紙容量	トレイ数 4段以上(手差し含まず)
		総給紙容量 2,000枚以上(手差し含まず)
	6 拡大縮小印刷	A3～B5の相互間で拡大縮小印刷が可能であること
	7 予約コピー	可能であること
	8 ページ印字機能	可能であること
	9 スタンプ印字機能	可能であること
	10 複写倍率	ズームで25%～400%の1%単位の任意の選択が可能であること
	11 両面印刷機能	自動両面印刷機能があること
	12 自動原稿送り装置(ADF)	標準装備のこと
	13 ADF用紙積載量(A4)	A4 120枚以上
	14 ADF原稿読み取り方式	1パス両面自動読み取り方式であること
プリンタ	15 ADF原稿交換速度	カラーA4ヨコ片面 55枚以上／分 モノクロA4ヨコ片面 50枚以上／分
	16 セキュリティ	印刷ジョブ終了後、メモリー内の残存データ(画像データ)を自動的に消去可能であることとし、設定された状態で納品すること
	17 その他	コピー中のプリント(FAX)出力及びプリント(FAX受信)中のコピー出力が可能なこと(手動も可)
	18 その他	
フィニッシュ	1 連続印刷速度・方式	コピー機能と同速以上であること
	2 プリントメモリー	2GB以上(共有領域含む)
	3 LAN対応	1000BASE-T／100BASE-TX／10BASE-T対応
	4 地紋印刷機能	出力可能であること
スキャナ	1 トレイ収納サイズ・枚数	収納可能最大サイズA3、収納枚数:A4サイズ1,500枚以上
	2 ステープル機能	手前、奥1ヶ所及び平行2ヶ所留及び中綴じが可能なこと
	3 ステープル可能枚数	50枚以上
	4パンチ機能	2穴
スキャナ	1 解像度	600dpi以上
	2 接続インターフェイス	1000BASE-T／100BASE-TX／10BASE-T対応
	3 階調	モノクロ2値／グレースケール256階調／フルカラー256階調
	4 読み取り速度	75頁／分以上(A4 片面カラー時)
	5 画像フォーマット	TIFF、JPEG、PDF
	6 画像取込管理	スキャナ文書を機器本体からPCもしくはNASにPDF形式で送信ができること
	7 セキュリティ	内蔵ストレージ内のスキャンデータのパスワードによる保護が可能であること 内蔵ストレージ内のデータの保存期間は48時間以内の設定が可能であることとし、1時間以上かつ最短の設定で納品すること
FAX	1 走査線解像度	400×400dpi以上
	2 FAXメモリー容量	4MB以上(他機能と共用の場合は、4MB以上をFAX用の領域として確保できること)
	3 送受信サイズ・記録紙サイズ	最大A3
	4 電送時間	G3対応:約3秒以内
	5 宛先登録(短縮登録)数	1,000件以上
	6 PCファックス機能	PCよりダイレクトでFAX送信可能であること(ペーパーレス)
	7 直接送信	可能なこと
	8 セキュリティ	宛先2回入力設定、宛先確認画面の表示及び同報送信の禁止が可能であることとし、設定された状態で納品すること
その他	1 電源	AC100V(50／60Hz) 15A電源対応
	2 電源口数	オプションを含め2電源以内
	3 消費電力	最大2.0kW以下
	4 設置サイズ	2,100(W)×850(D)mm以内(フィニッシャー有、手差しトレイ不使用時)
	5 セキュリティ	「IEEE Std 2600.1-2009, protection Profile for Hardcopy Devices, Operational Environment A Version 1.0」と同等以上のセキュリティ要件を満たしたISO/IEC15408(Common Criteria)認証を取得していること。なお認証を申請中の場合は、納入機器が当該認証を取得している機器と同等のセキュリティレベルを実現していることを証明すること。 管理者モードにパスワードを設定することとし、設定された状態で納品すること。また、その設定値は第三者が推測しにくいものとする。 内蔵ストレージ内の保存データは暗号化されていること、又、複合機とPC間の通信が暗号化できること。
	6 関連規格	グリーン購入法(契約締結日に適用される基準(経過措置がある場合は経過措置によることも可とする)に適合していること、及びRoHS指令対応のこと。

別紙2

モノクロ・ カラー	高速・ 中速・ 低速	現メー カー	現機種名(参考)	局名	設置場所		カラー予定使用枚数 (単位:枚)		モノクロ予定使用枚数 (単位:枚)		拡張機能			
					課名	階数	月間枚数	年間枚数(参考)	月間枚数	年間枚数(参考)	スキャナ	プリンタ	FAX	フィニッ シャー
カラー	高速	リコー	IMC4500A	会津森林管理署南会 津支署	執務室	1階	4,500	54,000	7,000	84,000	○	○	○	○
						合計	4,500		7,000					

デジタルカラー複合機賃貸借契約書（案）

分任支出負担行為担当官 会津森林管理署南会津支署長 金子 友次（以下「甲」という。）と ○○ ○○（以下「乙」という。）は、デジタルカラー複合機（以下「複合機」という。）の賃貸借に関し、次の条項により契約を締結する。

契 約 条 項

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙所有の複合機を甲に円滑に使用させることを目的とする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（対象物件及び設置場所）

第3条 対象物件及び設置場所は別紙のとおりとする。

（料金）

第4条 賃貸借料は、別紙のとおりとする。

（複写機の所有権）

第5条 甲は、複合機を現状と変更するような行為並びにその他の用途に使用してはならない。

（検査）

第6条 乙は、毎月末または翌月初日に甲の指定する検査職員の検査を受けなければならない。

（代金の請求）

第7条 乙は、前条の検査が完了したときは、第4条に定める料金を請求するものとする。ただし、乙の責に帰すべき理由により複合機を使用できなかった期間は1ヶ月の賃貸借料から日割計算した額を当該賃貸借料から減額して請求するものとする。

（代金の支払）

第8条 甲は、乙が提出する適正な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当なため乙に返送した場合は、甲が返送した日から乙の適正な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しないものとする。

（国庫債務負担行為に係る契約の特則）

第9条 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約においては、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和 8 年度	〇〇〇〇	円
令和 9 年度	〇〇〇〇	円
令和 10 年度	〇〇〇〇	円
令和 11 年度	〇〇〇〇	円
令和 12 年度	〇〇〇〇	円

- 2 甲は、予算上の都合その他必要があるときは、第 1 項の支払限度額を変更することができる。

(遅延利息)

第 10 条 乙は、甲が約定期間に代金を支払わないときは、甲に対して遅延利息を請求することができる。

- 2 前項の遅延利息は、遅延日数につき請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に基づく遅延利息率を乗じて計算した額とする。ただし、遅延利息の額が 100 円未満であるときは、甲は、前項の規定にかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また、100 円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

- 3 前 2 項の場合において、支払遅延が天災等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間は、これを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に計算しない。

(損害賠償)

第 11 条 乙は甲が故意又は重大な過失により複合機に損害を与えたときは、その損害を甲に請求することができる。

(秘密の保持)

第 12 条 乙は、本契約の実施に当たり、知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、また、他の目的に利用してはならない。

(契約不適合責任)

第 13 条 設置された複合機が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合は、甲は、自らの選択により、乙に対し本契約物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- (4)前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 甲が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。
- 4 前項の規定は、業務が終了した時において、乙が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。
- 5 第 3 項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行った後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

(甲の催告による解除権)

- 第 14 条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
- (1) 乙が契約上の義務を履行しないとき、又は乙が契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 第 6 条による検査に合格しなかったとき。
- (3) 設置した複合機が常時正常な状態で使用できるように、維持補修ができなくなったとき。
- (4) 前条第 1 項で規定する契約不適合が重大と認める場合又は乙が同項に規定する甲の請求に応じないとき。
- (5) 前四号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
- (6) この契約の履行に関し、乙に不正又は不誠実な行為があったとき。

(甲の催告によらない解除権)

- 第 15 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- (6) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第 16 条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除権)

第 17 条 甲は、業務が完了しない間は、第 14 条又は第 15 条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(甲の損害賠償請求等)

第 18 条 甲は、第 13 条第 4 項に規定する場合のほか、乙がその責務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、甲は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、甲は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

(1) 債務の履行が不能であるとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(乙の催告による解除権)

第 19 条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(乙の責めに帰すべき事由による場合)

第 20 条 前条に定める事項が乙の責めに記すべき事由によるものであるときは、乙は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第 21 条 第 14 条又は第 15 条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（複合機の返還）

第 22 条 甲は、この契約が終了したときは、複合機を乙に返還することとし、その経費については、乙の負担とする。

（相殺）

第 23 条 この契約により、甲が乙から取得すべき違約金等があるときは、甲はその選択により乙に支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収することができる。

（その他）

第 24 条 甲、乙双方は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について甲、乙間の紛争を生じたとき、及びこの契約に規定のない事項については、甲乙協議して決定する。

（談合等の不正行為に係る解除）

第 25 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 26 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（特約事項）

別紙1のとおり

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 福島県南会津郡南会津町山口字村上 867
分任支出負担行為担当官
会津森林管理署南会津支署長 金子 友次 印

乙 ○○県○○市○○町○番○号
○ ○ ○ ○ 印

別 紙

機種、設置場所、賃貸借料金

機種	台数	設置場所	賃貸借料（税込）	備考
	1 台	会津森林管理署 南会津支署 執務室	円／月	
計	1 台		円／月 円／年 円／5 年	

※ 賃貸借料の月額は上記のとおりとする。ただし、乙の責に帰すべき理由により使用できなかった期間があった場合は、日割計算により算出した額を当該賃貸借料より減額することとする。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、

かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

デジタルカラー複合機保守契約書(案)

分任支出負担行為担当官 会津森林管理署南会津支署長 金子 友次（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、デジタル複合機（以下「複合機」という。）の保守管理に関し、次の条項により契約を締結する。

契 約 条 項

（契約の目的）

第1条 この契約は、複合機が常時正常な状態で使用できるように保守を行い、複合機に必要なトナー等（以下「消耗品」という。ただし、用紙を除く。）を円滑に供給することを目的とする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（保守対象物件等）

第3条 保守対象物件及び設置場所は、別紙のとおりとする。

（料金）

第4条 保守料は、別紙の単価のとおりとする。
なお、数量は頭書のとおり予定とし、これに異動が生じても異議を申し立てないものとする。

（保守）

第5条 乙は、複合機を常に良好な運転状態を保つように定期的に点検及び調整を行うものとする。
2 乙は、複合機が故障したときは、直ちに正常な状態にしなければならない。

（消耗品の供給）

第6条 乙は、消耗品が不足しないよう事前に供給するものとする。

（消耗品の所有権）

第7条 消耗品の所有権は乙に属し、甲は、善良な管理者の注意をもってこれを使用しなければならない。
2 甲は、消耗品を原状と変更するような行為並びにその他の用途に使用してはならない。

（検査）

第8条 乙は、毎月25日から月末の間に複合機のカウンターを確認し、当該月の使用枚数について甲の指定する検査職員の検査を受けなければならない。
ただし、令和9年3月分については、令和9年3月31日に上記の確認を行い、検査を受けなければならない。

（代金の請求）

第9条 乙は、前条の検査が完了したときは、第4条に定める単価に応じた料金を請求するものとする。

(代金の支払)

第 10 条 甲は、乙が提出する適正な支払請求書を受理した日から 30 日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当なため乙に返送した場合は、甲が返送した日から乙の適正な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しないものとする。

(遅延利息)

- 第 11 条 乙は、甲が約定期間に代金を支払わないときは、甲に対して遅延利息を請求することができる。
- 2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、請求金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に基づく遅延利息率を乗じて計算した遅延利息の額とする。ただし、遅延利息の額が 100 円未満であるときは、甲は、前項の規定にかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また、100 円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。
 - 3 前 2 項の場合において、支払遅延が天災等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間は、これを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に計算しない。

(秘密の保持)

第 12 条 乙は、保守の実施に当たり、知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、また、他の目的に利用してはならない。

(業務の履行責任)

- 第 13 条 業務が終了した時に業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときは（以下「契約不適合」という。）、甲は、乙に対し業務の目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
 - 3 甲が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。
 - 4 前項の規定は、業務が終了した時において、乙が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。

- 5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行った後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

(甲の催告による解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込がないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約について、乙が契約上の義務違反又は不正行為をしたと甲が認めたとき。

(甲の催告によらない解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第12条の規定に違反したとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第19条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第16条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除権)

第17条 甲は、業務が完了しない間は、第14条又は第15条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第18条 甲は、第14条及び第15条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(乙の催告による解除権)

第19条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(乙の責めに帰すべき事由による場合)

第20条 前条に定める事項が乙の責めに記すべき事由によるものであるときは、乙は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第21条 第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(消耗品の返還)

第22条 甲は、この契約が終了したときは、消耗品を乙に返還しなければならない。

(相殺)

第23条 この契約により、甲が乙から取得すべき違約金等があるときは、甲はその選択により乙に支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収することができる。

(その他)

第24条 甲、乙双方は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について甲、乙間の紛争を生じたとき、及びこの契約に規定のない事項については、甲乙協議して決定する。

(紛争の解決)

第25条 この契約に関し紛争を生じたときは、甲、乙協議して定める第三者の調停により解決するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第26条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2 同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に

限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第27条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(特約事項)

別紙1のとおり

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福島県南会津郡南会津町山口字村上 867
分任支出負担行為担当官
会津森林管理署南会津支署長 金子 友次

乙

別 紙

機種、保守実施場所、保守料金

機種	台数	保守実施場所	保守料金
〇〇〇〇	1 台	会津森林管理署 南会津支署 (執務室)	設置料 円 基本料 円 モノクロ 円/枚 フルカラー 円/枚 年間予定総額 モノクロ 84,000 枚 円 フルカラー 54,000 枚 円
計	1 台		合計 円 消費税 円 総計 円

- 1 ヶ月の保守料金は第 8 条に定める検査によって確定した総枚数に 1 枚当たりのコピー料を乗じて得た額とする。
設置料については、4 月使用分の保守料金と併せて請求するものとする。

2. 運用・保守等

- (1) 常時、良好な状態を保つため、定期的なメンテナンスを行う。
- (2) 故障等が発生した場合は、迅速に対応できるようにする。
なお、保守対応受付時間は原則午前 9 時から午後 5 時とする。

3. 契約内容

上記対応機種に関して、定期・随時の機器の点検・修理及び消耗品（用紙・ステープルを除く。）の供給を複写枚数に応じ代金を決定するカウンター方式とし、契約内容にあたっては、それぞれ 1 枚当たりの単価契約とする。
また、1 ヶ月保守料は、基本料と各カウンター料金合算額のどちらか高い金額とする。

4. その他

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせを行うものとする。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以

下同じ。) としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

紙入札方式参加承諾願

1 件名

2 電子調達システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子調達対象事案ではありますが、上記理由により電子調達システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾頂きますようお願い致します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者・氏名

分任支出負担行為担当官

会津森林管理署南会津支署長 金子 友次 殿

上記について承認・否認します。

令和 年 月 日

殿

分任支出負担行為担当官

会津森林管理署南会津支署長 金子 友次

入札書

入札物件名 デジタルカラー複合機賃貸借及び保守管理(1台)

	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※ 金額の頭に¥マークを付けること。

上記金額で関東森林管理局署等競争契約入札心得、契約条項等、仕様書、その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

(内訳)

設置料	円 × 1台	=	円
賃貸借料	円 × 1台 × 60ヶ月	=	円
保守料(モノクロ)	円/枚 × 7,000枚 × 12ヶ月	=	円
保守料(カラー)	円/枚 × 4,500枚 × 12ヶ月	=	円
合計			円

※ 1枚当たりの保守料は、小数点以下2位止めとする。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
会津森林管理署南会津支署長 殿

所在地

会社名

代表者氏名

代理人

委任状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名 デジタルカラー複合機賃貸借及び保守管理(1 台)
- 3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

分任支出負担行為担当官

会津森林管理署南会津支署長 金子 友次 殿

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。

分任支出負担行為担当官
会津森林管理署南会津支署長 殿

令和 年 月 日提出

住 所
商号又は名称
代表者 氏 名

令和 年 月 日付けで公告のあった『デジタルカラー複合機賃貸借及び保守管理（１台）』の一般競争入札に係る参加資格の下記証明書類について、別紙のとおり提出します。

なお、記載事項に関する照会については、下記担当までご連絡願います。

記

- ① 令和７・８・９年度 全省庁統一資格の審査結果通知書の写し
※「役務の提供等」のうち「賃貸借」及び「建物管理等各種保守管理」において「東北地域」の競争参加資格を有すること
- ② 会社概要等
- ③ 提案書（提案品のカタログ等含む）
- ④ 提案する複合機の保守管理を行うことができる証明書（保守員のメーカー認定書の写し等）

（担当）

- 1 所属部課名：
- 2 役 職：
- 3 担当者氏名：
- 4 電 話 番 号：
- 5 F A X 番 号：

提 案 書

デジタルカラー複合機賃貸借及び保守管理（１台）

商号又は名称

提案機種本体名	
追加オプション	
その他特記すべき事項	

仕様書内容と提案物品の仕様内容とが確認・照合できるカタログ等も添付すること。